

【注意事項】（※重要ですので必ずお読みください）

（記入上の注意事項）

「固定資産税相続人代表者指定届兼現所有者申告書」の相続人代表者・現所有者の欄には、相続人の中で、被相続人（亡くなられた方）宛の納税通知書等を受け取っていただく方の、相続人の欄には、代表者以外の相続権を有する方の、「氏名」「住所」「被相続人からみた続柄」を記入し、押印ください。

※添付書類

次の①から④の項目に該当する場合は、各項目に掲げる書類を添付してください。

- ① 遺産分割協議書が作成されている場合は、「遺産分割協議書の写し」
- ② 亡くなられた方の遺言書がある場合は、「遺言書の写し」
- ③ 相続放棄をされた方がいる場合は、「相続放棄申述受理証明書の写し」
- ④ 相続の限定承認をされた場合は、「相続の限定承認申述受理証明書の写し」

※登記との違い・登記優先

この届出は、課税上の代表者を届けていただくもので、相続登記が完了するまでの一時的な措置です。登記簿上の所有権の変更手続きではありません。速やかに法務局で相続の登記を行われるようお願いいたします。

なお、既に全ての固定資産について相続登記を済まされた方につきましては、提出の必要はありません。

（その他の注意事項）

「未登記家屋がある場合」

亡くなられた方が、未登記の家屋をお持ちであった場合は、その家屋の新たな所有者を把握するために必要ですので、その家屋についての表示登記を行われるか、「課税台帳名義人変更届」の提出をお願いいたします。

（お問合せ及び提出先）

〒866-8601

熊本県八代市松江城町1番25号

八代市役所 資産税課 33-4108（直通）

各支所 資産税担当課（地域振興課）

※亡くなられた方名義の資産内容について、電話でのお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

希望される場合は、各種資産証明の取得をお願いいたします。